

令和4年度(令和5年度採用)

# 自衛隊貸費学生採用要項

(技術)



## 1 受付期間

令和4年6月1日(水)から令和4年11月11日(金)まで(締切日必着)

## 2 採用予定数

技術貸費学生	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	10名程度
--------	-------------------------	-------

## 3 応募資格

技術貸費学生

- (1) 令和5年4月1日現在、学校教育法による大学の理学部若しくは工学部の第3年次、第4年次又は大学院(専門職大学院を除く。)修士課程に在学し、(3)の表に掲げる年月日以降に出生した者で、卒業(修了)後直ちに自衛隊に勤務しようとする者

- (2) 応募対象学部及び配置される主要な技術分野

ア 学部

理学部若しくは工学部(注1)

注1：学部については、理学部、工学部に類する学部も応募資格に該当する場合があります。

イ 配置される主要な技術分野

区分	主要な技術分野(注2)
陸上自衛隊	装甲車両、誘導武器、サイバー攻撃対処、弾道ミサイル対処、電磁波に関する分野等
海上自衛隊	艦艇、航空機、搭載電子機器・武器(電磁波に関する分野を含む。)、航空武器、水中音響に関する分野等
航空自衛隊	航空機、誘導武器、レーダー、搭載電子機器、電磁波、宇宙領域に関する分野等

注2：記載の技術分野のほか、大学又は大学院の研究分野に応じて多様な技術分野に配置されます。

- (3) 採用年次

区分	生年月日	年齢(令和5年4月1日現在)	
大学 在学者	第3年次	平成11年4月2日以降	24歳未満
	第4年次	平成10年4月2日以降	25歳未満
大学院 在学者	第1年次	平成9年4月2日以降	26歳未満
	第2年次	平成8年4月2日以降	27歳未満

- (4) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

**4 試 験**

- (1) 試験期日 令和4年12月3日(土)
- (2) 試験場 全国の主要都市で実施します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします)。  
参考：昨年度試験場

札幌、仙台、朝霞、伊丹、福岡、健軍の各駐屯地、自衛隊沖縄地方協力本部

- (3) 試験種目  
筆記試験(英語、数学、物理、化学及び小論文)、口述試験及び身体検査  
ア 筆記試験は大学教養課程修了程度(過去の試験問題は、自衛官募集ホームページに掲載しております。)  
イ 主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基 準	
	男 子	女 子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数の歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査 胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については、下表のとおりとなります。

注3：「既往歴」、「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。事実と異なる申告をした場合は、その事実が判明した時点で、採用が取り消されることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

男子

身長	体重	体重超過 の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0~	44	65
152.0~	45	67
155.0~	47	69
158.0~	47.5	71.5
161.0~	48	74
164.0~	49	76.5
167.0~	50	79
170.0~	52	81.5
173.0~	54	84
176.0~	56	86.5
179.0~	58	89
182.0~	60	91.5
185.0~	62	94
188.0~	64	96.5
191.0~	66	99

女子

身長	体重	体重超過 の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0~	38	52
142.0~	39	53
145.0~	40	55
148.0~	42	57
150.0~	43	58
152.0~	43.5	59.5
155.0~	44	62
158.0~	44.5	64.5
161.0~	45	67
164.0~	46	69.5
167.0~	47.5	72
170.0~	49	74.5
173.0~	51	77
176.0~	53	79.5
179.0~	55	82
182.0~	57	85
185.0~	59	88
188.0~	61	91
191.0~	63	94

## 5 受験手続

### (1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「自衛隊技術貸費学生」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

### (2) 提出書類及び提出先

志願者又は大学の学長等は、次号に掲げる書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。また、推薦書を送付する場合は、「書留」等で送付してください。

項目	内 容	必要数
学資金貸与願書	1 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向き、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入) 2 保証人2名の連署を要します。 (保証人は、二人のうち一人は志願者の父又は母(父母がともにいない場合には、志願者の三親等以内の親族である者のうち一人。以下「父母等」という。)とし、他の一人については、父母等以外の者としてください。)	1部
自衛隊受験票	学資金貸与願書と同じ写真を貼ってください。	1部
誓約書	防衛省所定用紙	1部
推薦書	在学する大学の学長が証明する推薦書(防衛省所定用紙)	1部
返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部

注1：写真は、本人とわかる鮮明な写真で長期保存できるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

### (3) 志願に関する注意事項

志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。

## 6 採用通知

採用者については令和5年3月3日(金)に自衛隊地方協力本部ホームページに掲載するとともに、採用通知の送付をもって本人に通知します。この際、採用区分(陸上・海上・航空自衛隊)は希望等を考慮の上決定され、第1希望以外の区分で採用される場合もあります。不採用者には通知しません。また、正式発表までは、採否に関する照会には一切応じられません。

なお、技術貸費学生は、心身の故障のため修学の見込みがないとき、学業成績が著しく不良となったとき、技術貸費学生としてふさわしくない行為があったとき又は隊員となる適格性を欠くと認められるときは、学資金の貸与が廃止され、その結果自衛官として採用されない場合があります。

## 7 入 隊

(1) 技術貸費学生は、大学又は大学院の正規の課程を修了した後、引き続き一般幹部候補生として陸上・海上・航空自衛隊に勤務することとなります。

(2) 入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、異常のある者は不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。なお、併せて薬物使用検査を実施します。

## 8 その他

(1) 志願書類の提出後、住所等を変更した場合は、速やかに次のいずれかに連絡してください。

- 志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
- 防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課  
〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町5-1  
☎03-3268-3111(代表) (内線40296)

(2) 受験のための交通費及び宿泊費は、各自の負担になります。

## 技術貸費学生の概要

陸上・海上・航空自衛隊の装備品の研究開発分野で活躍する有能な人材を養成するため、現在、大学の理学部・工学部又は大学院修士課程の指定する学部を専攻する在学生から選考により採用して学資金を貸与し、その修学を助成するもので、卒業(修了)後は所定の手続により、陸上・海上・航空自衛隊の一般幹部候補生として採用されます。

- 学資金の貸与

毎月54,000円(令和4年4月1日現在)を貸与します。

- 学資金の免除等

技術貸費学生でなくなったとき又は隊員となった者が退職したときは、貸与された学資金の全額を2年以内に返還することとなりますが、引き続いて隊員であった期間が4年を超える場合で次のいずれかに該当するときは、学資金の全額又は一部の返還が免除されます。

① 在職期間が貸与期間の1.5倍以上であるときは、学資金全額を返還免除

② 在職期間が貸与期間の1.5倍に達しないときは、在職期間を貸与期間の1.5倍に相当する数で除して得た数値を学資金の全額に乗じて得た額を返還免除

その他、死亡又は心身障害の状態となった場合等にも、全額又は一部の返還を免除される場合があります。

- 研 修

将来の自衛隊での勤務をイメージアップするため、大学の夏休み期間を利用した約1週間程度の夏期研修を行っています。夏期研修は、自衛隊の研究開発機関や部隊等で装備品に直接触れたりして、見聞を広めてもらうことを主体とした内容となっており、本研修にかかる経費は防衛省が負担します。

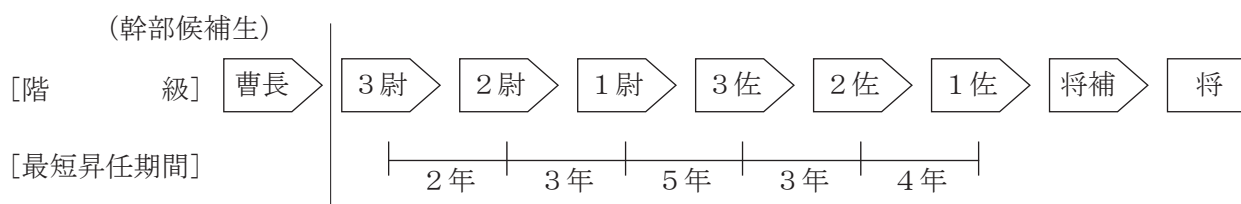
## 幹部自衛官への道

卒業(修了)後、陸上・海上・航空自衛隊の各幹部候補生学校において約1年間、幹部自衛官としての必要な教育訓練を受けるとともに、基本的な資質を養います。幹部候補生学校を卒業後、幹部自衛官として全国の部隊又は機関に配置され、主に大学又は大学院での専攻に応じた防衛技術分野で勤務することとなります。

- 入 校 先

区 分	名 称	住 所
陸上自衛隊幹部候補生	陸上自衛隊幹部候補生学校	福岡県久留米市高良内町2728
海上自衛隊幹部候補生	海上自衛隊幹部候補生学校	広島県江田島市江田島町国有無番地
航空自衛隊幹部候補生	航空自衛隊幹部候補生学校	奈良県奈良市法華寺町1578

- 幹部自衛官の階級と昇任期間※



※ 大学院修士課程修了者は、幹部候補生学校卒業後、2等陸・海・空尉に昇任し、幹部自衛官となります。



願書・自衛隊受験票記入例

表

学資金貸与願書

①	項文字	ぼ
②	ふりがな	ぼうえい いちろう
②	氏名	防衛 一郎 (男) 女
③	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 平成 令和 (満〇〇歳)
④	志願区分	第1希望 陸上 海上 (航空) 航空 第2希望 陸上 (海上) 航空 なし 第3希望 陸上 海上 航空 (なし)
⑤	希望試験場	〇〇〇
⑥	ふりがな	とうきょうと〇〇〇〇まち
⑥	在学学校	所在地 東京都〇〇区〇〇町 〇〇〇〇〇〇大学 〇〇〇〇学部 〇〇〇〇学科 第〇学年次 令和〇〇年度 入学
⑦	ふりがな	とうきょうと〇〇〇〇まち〇〇ちやうめ〇〇ごう
⑦	現住所	東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇号 〇〇〇マンション〇〇〇〇号室 電話番号(携帯可) (〇〇)-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス(連絡希望者) 〇〇〇@〇〇〇.ne.jp
⑧	ふりがな	(ほけい たろう) とうきょうと〇〇〇〇まち〇〇ちやうめ〇〇ごう
⑧	家族等連絡先	氏名 続柄 住所 方 防衛 太郎 父 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇号 電話番号 (〇〇)-〇〇〇〇-〇〇〇〇 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
⑨	過去の自衛官等受験の有・無	(なし) あり 種別 年月
⑩	ふりがな	(ほけい たろう) とうきょうと〇〇〇〇まち〇〇ちやうめ〇〇ごう
⑩	保証人	氏名 続柄 現住所 方 収入(年額) 円 防衛 太郎 父 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇号 電話番号 (〇〇)-〇〇〇〇-〇〇〇〇 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 日本 守 恩師 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇号 電話番号 (〇〇)-〇〇〇〇-〇〇〇〇 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

裏

防衛大臣 殿

私は、自衛隊貸費学生として、学資金の貸与を受けたいので申し込みます。  
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。  
また、この学資金貸与願書の記載事項は事実と相違ありません。  
採用された上は、自衛隊貸費学生に関する諸法規を守ることを誓います。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 本人 防衛 一郎

以上の事項につき保証人となることを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 保証人 防衛 太郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日 保証人 日本 守

注： 記入上の注意  
1 青又は黒インク(ボールペン可)で本人が楷書ではっきりと記入してください。  
2 二重線内は、記入しないでください。  
3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。  
4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。  
5 保証人は、二人のうち一人は志願者の父又は母(父母がともにない場合には、志願者の三親等以内の親族である者のうち一人、以下「父母等」という。)とし、他の一人については、父母等以外の者としてください。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票		注
応募種別	一般幹部候補生「大卒程度・院卒者」、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部自衛官、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛大学校学生「推薦・総合選抜・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)」、陸上自衛隊高等工学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、予備自衛官補「一般・技能(陸上)・技能(海上)」 (その他) 貸費学生	注
受験番号	注	注
ふりがな	ぼうえい いちろう	写真
氏名	防衛 一郎	(志願票と同じものを貼り付ける。)
試験場	注	縦4×横3cm
試験日時	注	

注： 1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。  
2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。  
3 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。  
4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。  
5 陸上自衛隊高等工学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。  
6 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

☆ 願書の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「頭文字」：氏名の最初のひらがな1文字を記入
- ②「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ③「生年月日」：年齢は願書記入時の年齢を記入
- ④「志願区分」：希望志願区分(陸上・海上・航空)から一つを選択し○で囲む。第2、3希望がない場合は、なしを○で囲む。
- ⑤「希望試験場」：担当自衛隊地方協力本部に詳細を確認し記入
- ⑥「在学学校」：在学大学名、学部、学科、学年、入学年度及び所在地を市区町村名まで正確に記入(内容は、願書記入時現在)
- ⑦「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。  
また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入  
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑧「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- ⑨「過去の自衛官等受験の有無」：受験経験者は「あり」を○で囲み、最新の「受験種目」、「年月」を記入し、未経験者は「なし」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生、自衛隊貸費学生及び高等工学校生徒をいう。)
- ⑩「保証人」：裏面欄外脚注5項を参照

注：願書については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：記入欄が足りないときは、適宜、用紙をつけて記入してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(願書及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-8542 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0023 983-0842 010-0951 990-0041 960-8162	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F 福島市南町86	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(546)1920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	310-0011 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-8850 231-0023 950-8627 400-0031 380-0846 420-0821	水戸市三の丸3丁目11-9 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町10番1号 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(285)0515 055(253)1591 026(233)2108 054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/">https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0019 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-8482 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0019 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(225)0531 077(524)6446 075(803)0820 06(6942)0715 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(823)9206 089(941)8381 088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 860-0047 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F 宮崎市東大湊2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(297)2051 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

< 自衛官募集ホームページ >



< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。